

大分県報

令和二年
第一五九号
十一月二十日

（金曜日）

目次

告示

瀬戸内海環境保全特別措置法による特定施設の設置許可申請……………一
港湾法による放置等禁止区域及び放置等禁止物件の指定……………二
日田市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更案の縦覧……………二
豊後高田市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更案の縦覧……………三
宇佐都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更案の縦覧……………三
落札者等の公示……………三

告示

大分県告示第六百五十五号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項の規定により、次のとおり特定施設の設置の許可申請があった。
なお、次のとおり当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を縦覧に供する。
令和二年十一月二十日

申請の概要

大分県知事 広 瀬 勝 貞

- 申請者の住所及び名称並びにその代表者の氏名
宇佐市大字山本二千二百三十一番地一
三和酒類株式会社
代表取締役 下 田 雅 彦
- 特定事業場の所在地及び名称

3 設置される特定施設の種類
水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第十号口 洗浄施設
宇佐市大字山本二千二百三十一番地一
三和酒類株式会社 本社工場

種 類	力	種 類	項目	汚水等の一日当たりの量		項目	汚水の状態の値							
				単位	通常値		最大値	りん含有量	窒素含有量	浮遊物質	化学的酸素要求量	生物化学的酸素要求量	水素イオン濃度	
洗浄施設	五〇〇本/h	力	項目	m ³ /日	通常値	最大値	mg/l	mg/l	mg/l	mg/l	mg/l	mg/l	mg/l	mg/l
					〇・五	一	一以下	一以下	二〇	八〇	一一〇	一〇	一〇	一一
							一以下	一以下	三〇	九〇	一三〇	一〇	一〇	一一

項目	一日当たりの排出水量		No.2 No.6	No.2 No.6	項目	一日当たりの排出水量		No.2 No.6	No.2 No.6	項目	一日当たりの排出水量			
	mg/l	cm ³ /日				mg/l	cm ³ /日				mg/l	cm ³ /日	mg/l	cm ³ /日
	通常	最大				通常	最大				通常	最大	通常	最大
汚水の生物化学的酸素要求量	1	1	5.8~8.6	5.8~8.6	汚水の生物化学的酸素要求量	1	1	5.8~8.6	5.8~8.6	汚水の生物化学的酸素要求量	1	1		
汚等の化学的酸素要求量	1	1	2	2	汚等の化学的酸素要求量	1	1	2	2	汚等の化学的酸素要求量	1	1		
汚染浮遊物質	1	1	2	2	汚染浮遊物質	1	1	2	2	汚染浮遊物質	1	1		
状態窒素含有量	1	1	2	2	状態窒素含有量	1	1	2	2	状態窒素含有量	1	1		
りん含有量	1	1	2	2	りん含有量	1	1	2	2	りん含有量	1	1		
大腸菌群数	1	1	3,000以下	3,000以下	大腸菌群数	1	1	3,000以下	3,000以下	大腸菌群数	1	1		
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	1	1	1以下	7	ノルマルヘキサン抽出物質含有量	1	1	1以下	7	ノルマルヘキサン抽出物質含有量	1	1		

その他参考となるべき事項

雨水及び冷却水のみ

大分県告示第六百五十六号

港湾法(昭和二十五年法律第二百八号)第三十七条の十一第一項の規定により、放置等を禁止する区域及び当該区域内において放置等を禁止する物件を次のとおり指定し、令和二年十二月一日から適用する。

令和二年十一月二十日

大分県知事 広瀬勝貞

中津港

港湾区域及び臨港地区(別図に示す区域に限る。)

船舶、はしご、浮棧橋、ブイ(浮標)

大分県告示第六百五十七号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、次のとおり日田市計画区域の整備、開発及び保全の方針(日田市計画区域マスタープラン)の変更の案を縦覧に供する。

なお、日田市の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、知事に意見書を提出することができる。

令和二年十一月二十日

大分県知事 広瀬勝貞

一 都市計画の種類

日田市計画区域の整備、開発及び保全の方針(日田市計画区域マスタープラン)

二 都市計画の変更に係る土地の区域

日田都市計画区域

(区域は、別図のとおり)

三 都市計画の変更の案の縦覧期間

令和二年十一月二十四日から

令和二年十二月八日まで

四 縦覧場所

大分市大手町三丁目一番一号 大分県土木建築部都市・まちづくり推進課

日田市田島二丁目六番一号 日田市土木建築部都市整備課

(「別図」は、省略し、変更に係る図書の縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)

大分県告示第六百五十八号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、次のとおり豊後高田都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(豊後高田都市計画区域マスタープラン)の変更の案を縦覧に供する。

なお、豊後高田市の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、知事に意見書を提出することができる。

令和二年十一月二十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 都市計画の種類

豊後高田都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(豊後高田都市計画区域マスタープラン)

二 都市計画の変更に係る土地の区域

豊後高田都市計画区域

(区域は、別図のとおり)

三 都市計画の変更の案の縦覧期間

令和二年十一月二十四日から

令和二年十二月八日まで

四 縦覧場所

大分市大手町三丁目一番一号 大分県土木建築部都市・まちづくり推進課

豊後高田市是永町三十九番地三 豊後高田市建設課

(「別図」は、省略し、変更に係る図書の縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)

大分県告示第六百五十九号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、次のとおり宇佐都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(宇佐都市計画区域マスタープラン)の変更の案を縦覧に供する。

なお、宇佐市の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、知事に意見書を提出することができる。

令和二年十一月二十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 都市計画の種類

宇佐都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(宇佐都市計画区域マスタープラン)

二 都市計画の変更に係る土地の区域

(区域は、別図のとおり)

三 都市計画の変更の案の縦覧期間

令和二年十一月二十四日から

令和二年十二月八日まで

四 縦覧場所

大分市大手町三丁目一番一号 大分県土木建築部都市・まちづくり推進課

宇佐市大字上田千三十番地の一 宇佐市建設水道部都市計画課

(「別図」は、省略し、変更に係る図書の縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)

○公 告

次のとおり落札者等について公示する。

令和二年十一月二十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 落札に係る物品等の名称及び数量

県立職業能力開発施設タブレット端末一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

大分県商工観光労働部雇用労働政策課

大分市大手町三丁目一番一号

三 落札者を決定した日

大分県報(告示・公告)

令和二年十一月二十日

令和二年十月三十日

四 落札者の氏名及び住所

株式会社エムツーアイ 代表取締役 村 井 英 明

大分市大字宮崎四百十六番地

五 落札金額

二千九百九十八万四千七百九十円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

六 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

七 一般競争入札の公告をした日

令和二年九月二十九日